

(参考)

被用者年金一元化後の積立金の運用について

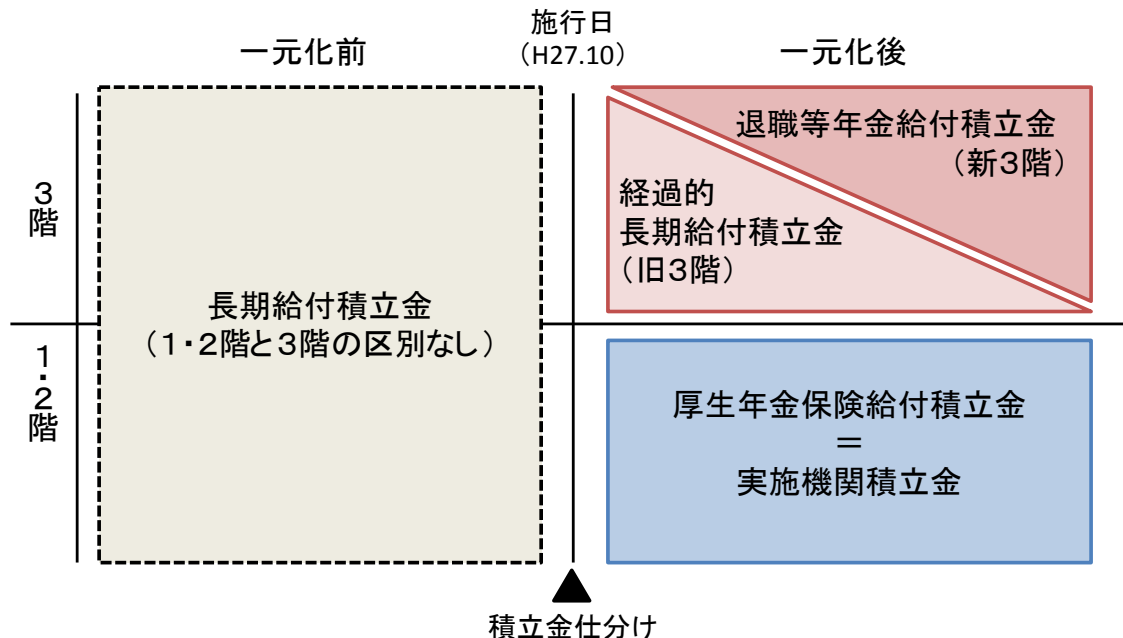
(参考) 被用者年金一元化後の積立金の運用について

1 被用者年金一元化について

これまで、公務員については、職域部分（3階）も含めた共済年金が公的年金制度の一環として給付されてまいりましたが、被用者年金一元化後は公務員も厚生年金に加入し、民間サラリーマンの方々と同じ制度となりました。また、年金の給付事業は、引き続き共済組合が運営することとなり、1・2階部分は公的年金としての厚生年金、3階部分は「旧職域部分（経過的長期給付）」（旧3階）及び「年金払い退職給付」（新3階）となりました。

これに伴い、共済年金の積立金は、1・2階部分と旧3階部分に仕分けされるとともに、新たに新3階部分の積立てが開始されました。

<施行日前後における各積立金の関係のイメージ>



(参考) 被用者年金一元化後の各給付の特徴比較

	厚生年金保険給付 (1・2階)	経過的長期給付 (旧3階)	退職等年金給付 (新3階)
年金の性格	公的年金たる厚生年金 〔社会保障制度の一部〕	公的年金たる共済年金の一部に関する期待権を背景にして、経過的に残された給付	退職給付の一部 〔民間の企業年金に相当〕
	給付額のインフレ連動あり		原則国債利回り等に連動
	マクロ経済スライドの適用あり		—
	5年毎に財政検証を実施	5年毎に財政の現況及び見通しを作成	5年毎に財政再計算を実施
財政方式	賦課方式	閉鎖型年金	事前積立方式
給付設計	確定給付型(現役時代の報酬の一定割合という形で給付水準を決める方式)		キャッシュバランス型(国債利回り等に連動する形で給付水準を決める方式)
保険料率	段階的に引き上げられ、公務員は平成30年以降、18.3%で一定となる。(厚生年金は平成29年以降、18.3%で一定)	閉鎖型年金のため、新規の掛金発生せず	保険料率の上限は1.5%とし、付与率等を勘案して定める

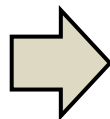
2 積立金の概算仕分けについて

従前の共済年金の積立金については、1・2階部分と3階部分の区別がないため、被用者年金一元化に際しては、共済年金の積立金のうち、1・2階部分の給付のみである厚生年金の積立金の水準に見合った額を、一元化後の厚生年金の積立金（＝共通財源）として仕分ける必要があります。

具体的には、共済年金の積立金のうち、一元化前の厚生年金における積立比率（保険料で賄われる1・2階部分の年間の支出に対して、何年分を保有しているかという積立金の水準）に相当する額を、共通財源として仕分けます。→仕分けの際の積立比率 4.9年分（見込み値）。

法律では「平成26年度末の積立金と平成27年度の支出に基づき仕分ける」こととしており、平成28年秋頃に、実績を踏まえて積立金の仕分けを行い、概算仕分け額との差額を精算することになっています。

	H27. 9. 30時点
	長期給付積立金 (時価)
合計	3,859億円



H27. 10. 1時点	
厚生年金保険給付 組合積立金 (時価)	経過的長期給付 組合積立金 (時価)
2,150億円	1,709億円

(参考)

一元化前の厚生年金(旧厚生年金)の積立比率(概算政府積立比率)
 =平成26年度末の旧厚生年金の積立金の見込み額(164.8兆円)
 ÷平成27年度の旧厚生年金の1・2階支出の見込み額(33.7兆円)
 =4.9年分

地方公務員共済の積立金概算仕分額(厚生年金保険給付積立金)
 =平成27年度の1・2階支出の見込額(4.2兆円)
 ×概算政府積立比率(4.9年)
 =20兆545億円

地方職員共済組合の積立金概算仕分額(厚生年金保険給付組合積立金)
 =地方公務員共済の積立金概算仕分額(厚生年金保険給付積立金)(20兆545億円)
 ×地方職員共済組合の平成26年度末長期給付積立金(4,560億円)
 ÷地方公務員共済の平成26年度末長期給付積立金(42兆5,399億円)
 =2,150億円

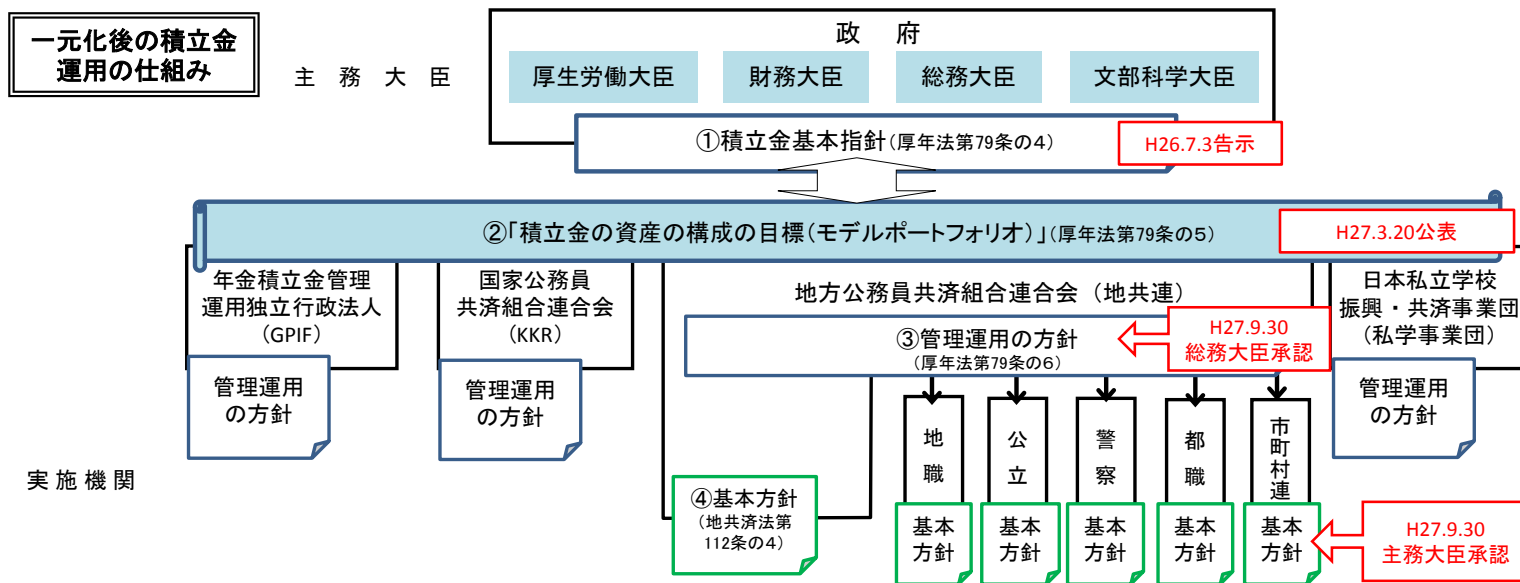
3 被用者年金一元化後の積立金の管理及び運用

(1) 厚生年金保険給付組合積立金

地方職員共済組合（以下「当組合」といいます。）における厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用については、主務大臣が定める「積立金基本指針」及び地方公務員共済組合連合会が定める地方公務員共済組合全体の積立金に関する「管理運用の方針」※に適合するよう「基本方針」を策定して行うこととされました。

組合の基本方針については、「年金資産運用検討委員会」で資金運用に関し専門的な知見に基づき審議いただいた後、総務大臣の認可を受け、平成27年10月1日に制定・公表しました。

※ 「管理運用方針」は、地方公務員共済組合全体の積立金に関する「基本ポートフォリオ」を含んでおり、基本ポートフォリオの策定に当たっては、管理運用主体（年金積立金管理運用独立行政法人、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団）が共同して定めるモデルポートフォリオに即して定められています。



(2) 退職等年金給付組合積立金及び経過的長期給付組合積立金

当組合における退職等年金給付組合積立金及び経過的長期給付組合積立金の管理及び運用については、地方公務員共済組合連合会が定める地方公務員共済組合全体の積立金に関する「管理運用の方針」※に適合するよう「基本方針」を策定して行うこととされました。

当組合の基本方針については、「年金資産運用検討委員会」で資金運用に関し専門的な知見に基づき審議いただいた後、総務大臣の認可を受け、平成27年10月1日に制定・公表しました。

※ 「管理運用方針」は、地方公務員共済組合全体の積立金に関する「基本ポートフォリオ」を含んでいます。

<一元化後の積立金の運用の仕組み>

